平成２１年（フ）第４２３８号
札幌市白石区菊水元町５条２丁目２番18―603号
債務者　森　　里美（旧姓波川・糸川）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２７３号
札幌市北区拓北６条２丁目４番10号
債務者　川野　建治
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２８７号
札幌市中央区南８条西13丁目２番39―303号
債務者　小笠原芳江
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２９４号
札幌市南区澄川４条４丁目11番35号　フジハウスⅡ―104号
債務者　藤村　雅二
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２９５号
札幌市南区澄川４条４丁目11番35号　フジハウスⅡ―104号
債務者　藤村　郁子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２９６号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番32―1013号
債務者　坂本　広文
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３０３号
北海道石狩市樽川４条２丁目125番地
債務者　三浦　美帆
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３０５号
札幌市北区新琴似11条１丁目２番20号　ハイムクリエート103号
債務者　嶺岸富喜雄
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３２６号
札幌市中央区南24条西15丁目１番２号　藻岩レジデンス207号
債務者　伊藤栄里子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３３８号
北海道北広島市高台町７丁目２番地２　E37―１
債務者　小林　孝子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３７４号
札幌市南区中ノ沢３丁目２番１―403号
債務者　新苗美津子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８８号
札幌市西区山の手７条６丁目２番15号　水口アパート２階奥
債務者　葛西　和子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０３号
札幌市北区北21条西４丁目２番18―106号、申立時の住所北海道石狩市厚田区望来49番地１　シーサイドもうらい98―101号
債務者　木村　友史
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４１１号
札幌市白石区北郷３条１丁目６番14号　アルファワカヤマ302号
債務者　若山　博征
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４１９号
札幌市西区福井４丁目９番７号
債務者　石塚　博久
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３号
札幌市北区新琴似12条15丁目４番19号　コーポはせ部202号
債務者　伊藤みつ江
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６号
札幌市白石区米里３条１丁目３番25号
債務者　細田　泰子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部